

個人・世帯向け

給付	すべての方が対象	特別定額給付金 町役場 健康福祉課*	一律1人10万円を給付 申請締切日 窓口：8月24日まで 郵送：8月24日の消印まで有効 町の7月10日現在の給付状況は97.5% (未給付世帯395世帯) 6月末に未申請者に対して申請書を再送付済
	住居を失った・失う恐れがある	住居確保給付金 福岡県 自立相談支援事務所 ☎938-3001	家賃実費支給(上限あり) 支給期間：原則3カ月 休業等に伴う収入減少により、住居を失う恐れが生じている方
	子育てで家計が大変	臨時特別給付金 町独自事業 子育て世帯応援給付金 町役場 住民課*	今年6月支給分児童手当時に子ども1人当たり1万円を支給(手続き不要) 学校の臨時休校などの自粛に伴う育児負担、子どもにかかる家計の食費増加による経済的負担を緩和するため、児童手当と児童扶養手当に対象児童1人当たり5,000円を給付(手続き不要)
	大学の授業料が支払えない	高等教育修学支援制度 日本学生支援機構 ☎0570-666-301 土日祝除く	授業料・入学金免除 + 返済の必要のない給付型奨学金
	感染または疑いで収入が減った	傷病手当給付 町役場 住民課*	国民健康保険・後期高齢者の被保険者の雇用労働者に傷病手当を給付
貸付・猶予・減免	生活資金が足りない	公共料金支払猶予 各事業者に問合せ 総合支援資金(特別貸付) 宇美町社会福祉協議会 ☎931-1008	電気・ガス・上下水道・電話料金の支払猶予 貸付上限 単身15万円×3カ月可能 複数20万円×3カ月可能 措置期間：1年以内 償還期間：10年以内
	収入が激減した	緊急小口資金(特別貸付) 宇美町社会福祉協議会 ☎931-1008	貸付上限10万円(特別な場合20万円) 措置期間：1年以内 償還期間：2年以内
	収入が減って保険料が払えない	保険料の減免 町役場 住民課*	収入が減った国民健康保険被保険者に対し減免
その他	一時的に生活困窮になられた方	生活保護 町役場 健康福祉課*	最後のセーフティネットとして活用 ※相談は町役場、決定は県福祉事務所

国の支援(全般) 国の事業者支援



福岡県の融資



町のコロナ情報



町の支援



※町役場へのお問合せは ☎932-1111

事業者向け

給付	自粛などで業績が悪化	町独自事業 小規模事業者応援給付金 町役場 まちづくり課*	従業員20人以下の事業者で、3月から6月の売上げが前年度同月比で30%減少した事業者に1営業所10万円(上限20万円)を給付	
		持続化給付金 相談窓口(国) ☎0570-783183	中小企業などに最大200万円を給付 個人事業者に最大100万円を給付(売上減少率の条件あり)	
	仕事ができない世のため	従業員に有給休暇を与えた事業者	小学校休業等対応助成金	有給休暇を与えた賃金相当分を助成(1日当たり最大で8,330円)
		個人で働く保護者	小学校休業等対応支援金 コールセンター(国) ☎0120-60-3999	日額4,100円を助成
事業活動ができないので従業員に休んでもらう	県の休業要請に応じた事業者	雇用調整助成金 コールセンター(国) ☎0120-60-3999	業績の悪化や自治体の休業要請で休ませた従業員に休業手当を支給した事業者にその費用を助成	
		町独自事業 休業要請協力店舗等協力金 町役場 まちづくり課*	「密」を避ける対策をした事業者に対し協力金として1事業者に10万円を給付	
貸付・猶予・減免	資金繰りのための融資	新型コロナウイルス感染症対応資金(県) 福岡県中小企業振興課 金融係 ☎931-1008	3年間実質無利子・無担保・保証料ゼロ 融資限度額4,000万円 融資期間：10年以内 据置期間：5年以内 申込期間：R2.5.1～R2.12.31	
納税が難しい	社会保険料が払えない	厚生年金保険料など 健康保険組合、年金事務所	事業の休止や著しい損失があった場合に、健康保険料や厚生年金保険料の納付を猶予	
	法人税や消費税など	法人税や消費税など 各地域の税務署	前年同月比で20%以上収入が減少した事業者は、無担保かつ延滞税なしで、ほぼ全ての納税を1年間猶予。固定資産税は軽減措置も。	

7月10日時点の情報に基づき作成をしております。詳しくは各事務所にお問い合わせください。